

事務連絡  
令和5年4月4日

各都道府県衛生主管部（局）  
各地方厚生（支）局 } 御中

厚生労働省医政局医事課

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関するQ & A」の一部改正について

教育未来創造会議において、令和4年5月10日に「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」がとりまとめられるとともに、その工程表が同年9月2日に同会議にて決定、公表されたことを踏まえて、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関するQ & Aの送付について」（平成29年3月31日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関するQ & A」を別添のとおり一部改正しましたので、関係者に周知いただくとともに、養成施設等から照会があった場合の参考としていただきますようお願いいたします。

(別添)

○「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関するQ & Aの送付について」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局医事課事務連絡)の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師養成施設における指定規則等の改正に関するQ & A」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後						改正前					
番号	項目	分類	職種	質問	回答	番号	項目	分類	職種	質問	回答
1 ~ 74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ~ 74	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
75	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	No.71 では、「養成施設が、自 施設の学生に対し通信教育する ことは想定していない。」とのこ とだが、遠隔授業は実施しても よいか。	新型コロナウイルス感染症拡大 時の取扱いは「新型コロナウイルス 感染症の発生に伴う医療関係職 種等の各学校、養成所、養成施設 の対応及び実習施設への周知事 項」(令和 4 年 4 月 14 日付け文部 科学省厚生労働省連名事務連絡) を参照されたい。 それ以外の取扱いについては、 「専修学校設置基準」(昭和 51 年 文部省令第 2 号)及び関連する告 示等を踏まえた上で実施して差 支えないが、 ・ 実技や臨床実習等の対面で 行う必要性の高い授業(手技 及び徒手検査の教授、模型に 触れる触察の教授並びにコミ ュニケーション能力を養う場 合を含む) ・ すべて遠隔授業のみで卒業 可能であると学生等が誤認す るおそれのある名称 については、慎重に検討され たい。 なお、遠隔授業の実施にあつ ては、学生の修学に不利益が生じ ないよう、対面授業に相当する教 育効果を有すると認められるもの のみとされたい。 また、「令和 4 年度の専門学校	(新設)					

					等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」（令和4年3月22日 文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課事務連絡）において、「専門学校等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による生徒同士や生徒と教職員の間の人的な交流も重要な要素です。」とされていることにも留意されたい。						
76	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	基礎分野 14 単位のうち 7 単位を超えない範囲においては、通信教育等の活用が可能となったことと No. 75 との違いは何か。	通信教育等を利用可能としたのは、自施設と異なる他の通信制大学等における授業科目を当該専修学校における授業科目の履修とみなすことができることであり、No. 75 は自施設で遠隔授業を実施することについてである。	(新設)					
77	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	No. 75 にある「対面授業に相当する教育効果を有すると認められるもの」とは何か。	「専修学校設置基準第 13 条第 1 項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」（平成 18 年文部科学省告示第 24 号）に規定されている以下を参考とされたい。  通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準 第 15 条第 1 項の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議	(新設)					

					<p>室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの</p> <p>二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの</p>						
78	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	<p>オンデマンド型の遠隔授業の実施方法として、市販のスライド資料や講義形式の動画等の教材を生徒に聴講させることのみをもって遠隔授業として認められますか。</p>	<p>「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&amp;A 等の送付について（6月9日時点）」（令和3年6月9日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）に示されている以下の問 13 への回答を踏まえて検討されたい。</p> <p>法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、対面授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。</p> <p>また、専修学校設置基準第 29 条の方法による対面授業、専修学校設置基準第 30 条第 1 項による印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、及び同条第 2 項の方法による多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印</p>	(新設)					

					刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。						
79	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	市販の教材を用いたオンデマンド型の授業では目的に達しない可能性があるため、授業はできる限り対面で行う方が望ましいでしょうか。	No.77の回答にあるとおり、一または二の要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものであれば実施いただいて差し支えないが、各養成施設においては、学生の修学に不利益が生じないよう、適切に判断されたい。 また、No.75の回答にあるとおり、「専門学校等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による生徒同士や生徒と教職員の間的人的交流も重要な要素です。」とされていることにも留意されたい。	(新設)					
80	遠隔授業	遠隔授業	あはき 柔整	認定（指定）規則別表第二の要件を満たす授業担当教員が、教材の内容に関する補足の説明や質問等についても適切に対応することが必要ですか。	No.78の回答を参照されたい。 <No.78> (略) 授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。 (略) 毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。	(新設)					

81	遠隔授業	遠隔授業	あはき、 柔整	非常勤講師が担当する遠隔授業について、授業に対する質問の回答、試験の実施、評価等については原則として授業担当教員（非常勤講師を含め）が行う必要がありますか。	<p>No.78の回答を参照されたい。</p> <p>&lt;No.78&gt;  (略) 授業担当教員による事  前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たったの留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。  (略) 毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。</p>	(新設)									
----	------	------	------------	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--